

生殖医療コーディネーター制度細則

【第1章 コーディネーターの審査と登録】

第1条 コーディネーターの認定を申請する者は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 日本の看護師免許を有する者
- (2) 看護師免許の取得から5年以上の実務経験があり、生殖医療に3年以上従事している者
- (3) この法人の会員であること
- (4) 公益社団法人日本看護協会が実施する認定看護師制度における不妊症看護あるいは専門看護師制度における母性看護の資格を有する者
- (5) 生殖医療コーディネーターとして適切な知識、品位と倫理性を備えている者

第2条 認定の審査は生殖医療従事者資格制度委員会（以下委員会）において行い、理事会において認定する。

2 この法人は、各年度の初頭に、審査日程、申請の手続き方法、認定方法、審査料、その他等について、適当な方法で公示する。

第3条 認定審査希望者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。

- (1) コーディネーター認定申請書
- (2) 公益社団法人日本看護協会 不妊症看護認定看護師認定証写しあるいは母性看護専門看護師認定証写し
- (3) 看護師免許証写し

第4条 審査は年1回とする。

- 2 委員会における審査は書類審査による。
- 3 委員会は審査結果を理事会に報告するとともに、合否を申請者に通知する。
- 4 審査料は5,000円とする

第5条 理事会は委員会からの報告を受けてコーディネーターを認定し、生殖医療従事者原簿に登録するとともに、適切な方法で公示する。

【第2章 生殖医療従事者講習会】

第6条 コーディネーターを申請する者は、申請年度にこの法人が実施する生殖医療従事者講習会に出席することが望ましい。

【第3章 資格の更新】

第7条 コーディネーターの資格は5年ごとに更新するものとする。但し、別

項で定める場合はこの限りではない。

第 8 条 更新の審査は委員会で行う。

第 9 条 資格の更新には公益社団法人日本看護協会が定める認定看護師または専門看護師の認定更新審査に合格すること。

2 生殖医療従事者講習会で行われる所定の下記各単位項目を 5 年間に 1 回以上受講することが望ましい

(1) 生殖医療総論・トピック

(2) 生殖倫理・関係法規

(12) 生殖補助医療総論・管理

(15) 生殖補助医療最近の進歩

3 生殖医療コーディネーター委員会が主催する生殖医療コーディネーター講習会を 5 年間に 2 回以上受講する

4 日本生殖医学会学術講演会を 5 年間に 2 回以上受講する

第 10 条 認定の更新を希望するコーディネーターは、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて、委員会に申請する。

(1) 認定更新申請書

(2) 公益社団法人日本看護協会 不妊症看護認定看護師あるいは母性看護専門看護師更新の認定証写し

(3) 看護師免許証写し

(4) 日本生殖医学会学術講演会参加証明書 (2 回分)

(5) 生殖医療コーディネーター講習会参加証明書 (2 回分)

第 11 条 更新の審査は書類審査による。

2 審査は年 1 回実施する。

第 12 条 更新期限内に条件を満たすことができなかつた場合、条件を満たした後再び認定を申請することができる。

2 病気・留学等、委員会が妥当と認めた事由がある場合は、更新期限を 1 年に限り延長することができる。

3 審査料は 5,000 円とする

【第 4 章 資格の喪失】

第 13 条 コーディネーターは、次の各号のいずれかに該当するとき、その資格を喪失する。

(1) 看護師の資格を失った場合

(2) 不妊症看護認定看護師あるいは母性看護専門看護師の資格を失った場合

(3) この法人の会員資格を失った場合

(4) コーディネーターの資格を辞退した場合

(5) 資格が更新されなかった場合

第14条 この法人は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するとき、委員会で審査を行い、理事会の議を経て、その資格を喪失させることができる。

(1) 認定および更新の申請に際して、虚偽の記載など、不正の行為があった場合

(2) コーディネーターとしてふさわしくない行為があった場合

第15条 第13条および第14条の規定によりコーディネーターの資格を喪失した者は、喪失の事由が消滅したとき、再び認定を申請することができる。

第16条 第13条および第14条によりコーディネーター資格を喪失した者は認定証をこの法人に返還しなければならない。

2 理事会は、登録原簿に資格喪失の事由を記載の上、登録を抹消し、その旨を本人に通知する。

【第5章 補則】

第17条 本制度に係る経理規定は別に定める。

第18条 いったん納入された審査料の返還は行わない。

第19条 本細則はこの法人の理事会の承認を得なければ変更することができない。

一附則一

第1条 本内規は平成14年10月3日から施行する。

平成18年4月1日改定

平成22年6月18日改定

平成25年9月13日改定

平成26年3月28日改定

平成28年3月25日改定

第2条 本内規は平成23年3月18日から細則として改定・施行する。

第3条 【第3章 資格の更新】第9条2項、3項については平成26年4月1日付新規認定・更新認定者より適用する

第3条 【第3章 資格の更新】第9条4項については平成29年4月1日付新規認定・更新認定者より適用する